

アラブ首長国連邦における ハラール食品認定指針

公益社団法人 日本技術士会 登録
食品産業関連技術懇話会 会員
NPO 法人 日本ハラール協会 理事 監査員（食品技術）
株式会社 フードテクニカル・ラボ 代表取締役
技術士（農業部門） 伊藤 健



1. はじめに

ハラール認証に世界統一基準はない。マレーシア基準（MS1500：2009）では、スンニ派の主要4学派のハラールとされる食品、ハラールではないとされる食品を基準設定して作られている。インドネシア基準（HAS23000）も記載方法こそ異なるが、内容的には同じである。今回、アラブ首長国連邦におけるハラール食品証明書発行機関向けの指針から抜粋したハラール食品、ハラールではない食品の内容を記載する。現時点において、中東地域にハラール認証制度は未だ実施されていないが、既に運用直前までの準備は進められている。

2. 目的

イスラーム法の条件を満たし消費者にハラール食品の入手を保証するため、湾岸アラブ標準規格ならびに国内で効力を有している関係法律や決定や制度に基づいた包括的な指針の中で、動物に由来するハラール食品の準備ならびに供給のために、ハラールと畜の必要条件およびハラール食品の証明書発行機関の認可、認可の更新、その取り消しなどの条件と手続きを含む全ての必要条件を定めることにある。

3. 範囲

動物に由来する輸入食品

4. ハラール食品の必要条件

(1) 一般的な条件

- ① すべての食品、その派生物、その製造物は、それらが許されるものか許されないものかについては、「ハラール食品の必要条件」に記されたイスラーム法の規定に従う。
- ② ハラール食品は、イスラーム法の規定に基づいた手続きを踏んで準備され、流通し、運搬し、提供される。
- ③ ハラール食品製造のすべての材料には、イスラーム法に違反するものが一切含まれていないこと。
- ④ 有害な物質、危険な物質、その他の様々な出処の汚染物質を含む人間の健康の害となるものが含まれていないこと。
- ⑤ イスラーム法が禁じている不潔なものによる汚染のないもの。
- ⑥ すべての禁止された製造物は、一連の食品製造段階を通してハラール製造物が、それと混じり合ったり、汚染されたりすることがないことを保証する形で完全に分離される。
- ⑦ 肉のための衛生実施記録の仕様UAE. S / GSO / CAC / RC58に記された肉の製造においては、衛生上の必要条件への配慮が求められる。
- ⑧ この指針の表(2)に記されたイスラーム法

表(1) イスラーム法の規定に基づいた動物と畜の必要条件

と畜が求められる動物に関する必要条件	
1.	その肉を食べることがムスリムに禁じられている動物であってはならない（表(2)に基づく）
2.	動物はと畜の前と後には、その健康状態を確認したり、伝染病に罹患していないことや食べる人に害を与えるような肉になっていないか確認をする検査をしなくてはならない。
3.	と畜する前の動物は生きており、安定した生命を保った状態にあるものでなくてはならず、そのと畜が虐待となってはならない。
4.	ハラール動物（魚を含む）の飼育は、ハラール原料から作られた飼料によらなくてはならない。

の規定に基づいて動物のと畜条件を順守しなければならない。

(2) 供給、梱包、保管、流通、運搬

- ① 表(1)に記されたいかなる成分も含まれていないこと。
- ② ハラールではないもので汚染された器具を使ってハラール食品を供給しないこと。
- ③ ハラール食品は、供給は製造や配送を通じて、この必要条件の第1項および第2項に記されている必要条件を満たしていない他のいかなる食品およびハラールではないと決められた他のものとは完全に分離されること。
- ④ 供給、保管、流通を含む食品製造のすべての段階において、ハラールではない食品や材料と混じり合ったり、汚染されたりすることを防ぐために、ハラール食品を分離するための必要な保証を定めておくことが必要である。
- ⑤ すべてのハラール食品は、保管中であれ、提供中であれ、運搬中であれ、ハラールではない製品と混じりあったり、汚染されたりするのを防ぐために分離したり、区別したりしておかなくてはならない。
- ⑥ 汚染や損壊にあったりしないように、製造物の特性に相応しい輸送手段で運搬すること。

(3) 機器の必要条件

- ① ハラール食品の製造物の供給においては、そのための機器や補助的な材料は、ハラールではないものが含まれていたり、そのようなもので作られたりしていないこと。
- ② ハラールではない食品に触れた機器や製造ラインは、ハラール食品製造に使用する前にはハラールではないものの影響を取り除くために、清潔な水（飲料水）で十分に洗浄しなければならない。

(4) 梱包のための材料

- ① 梱包や包装のための材料は、一切ハラールではないもので作られていてはならない。
- ② 準備や供給や保管や運搬を通して、梱包や包装のための材料はすべてハラールではない材料で汚染された機器を使って準備されたり、供給されたり、製造されたりすることがあってはならない。同様にハラール食品は、それ以外のハラールではない食品とは完全に分離されなくてはならない。
- ③ 梱包や包装の材料には、人間の健康に危険と思われるどんな物質も含まれることがあってはならない。

5. ハラールではない食料の分類

表(2)

表(2) ハラールではない食料の分類

食料の分類	ハラールではない食料の分類
陸生動物	1. イスラム法に基づいてと畜されていない陸生動物、死んだ動物、窒息させられた動物、叩きのめされた動物、墜落して弱った動物、角で突き刺された動物、野生動物の食べたもの、アッラー以外によみされもの、さらにはイスラム法により食べることを許されていない動物の部位によって汚されたもの。
	2. 豚、家畜としてのロバ、ラバ、象、猿、およびそれに類したもの。
	3. 肉食動物とそれに類したもの。例えば、犬、狐、オオヤマネコ、熊、猫。(ハイエナを除く)
	4. 鋭い爪を持った猛禽類。例えば、鷲、鷹、ミサゴ、カラス、トビ、フクロウ。
	5. げっ歯類、爬虫類、害獣。例えば、鼠類、トカゲ類。蛇類、ハリネズミ、コウモリ、カメレオンなど。(ダツプと呼ばれるトカゲ、トビネズミは除く)
	6. サソリ、イスラム法により殺すことが禁じられているすべての種類の昆虫や虫類や動物類。例えば、蟻、蜂、キツツキ、ヤツガシラ。(イナゴや蜂蜜に落ちる蜂の部分のような防ぐことのできないものは除く)
	7. 不潔とされる(忌むべき)被造物。例えば、カタツムリ、各段階の幼虫類など。
	8. 不潔なものから滋養を摂った動物。(3日以上の間、イスラム法の規定に基づいて囲われた状態で許された食物を滋養として摂ったものは除外される)
水生動物	健康を害したり、毒を持っていたりする動物で、供給にあたって毒や有害なものを除去していないもの。
両生類	すべての両生類。例えば、ワニ、カエル。(海洋の亀は除く)
植物	健康を害したり、衰弱をもたらす植物、さらにはその加工物や派生物で、供給にあたって毒や害になるものを除去していないもの。
飲料	酒類、あるいは健康を害したり、健康に有害だったり、衰弱をもたらしたり、しびれをもたらしたりするアルコールの入った飲料。
遺伝子組換え食品	一種類あるいはそれ以上の禁止されている種類から遺伝子組換えによって製造されたすべての食品。
人間および動物の血液、体液、さらには血液から派生する製造物	血液ならびにそれから派生するすべてのものは禁じられている。また、人間および動物の体のすべての体液。例えば、膿や小便。
食品添加物	禁じられているものから派生したすべての添加物はハラールではない。
酵素類	禁じられているものから派生したすべての酵素類はハラールではない。
食品サプリメント	禁じられているものから派生したサプリメントはハラールではない。
微細な存在	健康に有毒、危険なもの、さらにはハラールではない環境の中で増殖したもの。例えば酵母、バクテリア、菌類のようなもの。
その他の食品	禁止されているものから製造されたすべての食料品はハラールではないと見做される。また、禁止されているものの中には、製造する時にアルコールが入ってくるものも含まれる。

出典：アラブ首長国連邦環境水利省 ハラール食品証明書発行機関向けの指針